



佐賀県 弁護士会便り

第099号

R1/9/6
臨時発行

豪雨災害によってこんなことで悩まれていませんか？



建物が半壊状態で…

急いで修理したい！

災害救助法が適用される市町村では、建物が半壊以上に損傷し自ら修理する資力のない世帯については、応急修理を受けることができます。業者への委託は各市町村から行う必要がありますので、まずは各市町村にご相談ください。

なお、応急修理を受けた場合、仮設住宅へ入居できなくなる場合がありますのでご注意ください。



生命、火災、自動車…

各種保険は使えますか？



保険が使えるかどうかは、その契約内容が水害（水災）に対応しているか否かによって異なります。

ご契約の保険会社へお問い合わせください。保険証券などを紛失して契約の保険会社が分からなくなってしまったような場合でも、日本損害保険協会に連絡すれば、契約の保険会社を調査してもらえます。諦めずに連絡してみましょう。

通帳やキャッシュカード、

クレジットカードを紛失してしまって…

通帳やキャッシュカードについては再発行してくれます。身分証明書を持参のうえ、各金融機関の窓口で手続きをさせていただきます。銀行印の紛失の場合には印鑑の変更を行うことになります。

クレジットカードについては、すぐにカード発行会社に連絡を取り、使用停止手続きをとってください。



流れ着いた誰かの物、

勝手に処分してもいい？

たとえ自分の敷地内に流れ着いた物であっても、価値のある物は落とし物と同様です。そのため勝手に処分することは許されず、原則として警察署に届け出る必要があります。悩ましい物は弁護士までご相談ください。



豪雨災害に関する無料相談

9月3日から当面の間、豪雨災害に関する面談相談は無料といたします（詳細はHP参照）

要予約 → 【佐賀・鳥栖・武雄】TEL 0952 - 24 - 3411 / 【唐津】TEL 0955 - 73 - 2985

9月10日から30日まで、豪雨災害に関する電話無料相談も実施（詳細はHP参照）

月・木・土曜は 13:00~15:30、火・水・金曜は 17:30~19:30 **TEL 0952 - 37 - 1551**